

中分類 20—繊維工業（衣服、その他の 繊維製品を除く）

総 説

この中分類には、つぎのいずれかの製造をおこなう事業所が分類される。衣服およびその他の繊維製品の製造をおこなう事業所は、中分類21—衣服、その他の繊維製品製造業に分類され、また化学繊維を製造する事業所は中分類 26—化学工業〔264〕に分類される。

- (1) 製糸、紡績糸、ねん糸および綱などの製造
- (2) 織物、メリヤス、レース、組ひもおよび綱などの製造
- (3) 糸、織物、メリヤス、繊維雑品、綿状繊維などの精練、漂白、染色および整理
- (4) 製綿、フェルトなどの製造
- (5) 麻製織、整毛などの紡織半製品の製造およびその他の繊維処理

ただし、石綿、岩綿、グラスウールなどの紡織をおこなう事業所は中分類30—窯業、土石製品製造業〔それぞれ 3095、3094、3013〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

201 製 糸 業

2011 器械生糸製造業

主として立縲式縲糸機により生糸の製造をおこなう事業所をいう。

○器械生糸製造業；生糸製造業（立縲式縲糸機によるもの）

2012 座縲生糸製造業

主として座縲式または足踏式縲糸機により生糸の製造をおこなう事業所をいう。

○座縲生糸製造業；生糸製造業（座縲式または足踏式縲糸機によるもの）

2013 玉糸製造業

主として玉糸の製造をおこなう事業所をいう。

○玉糸製造業

中分類20—繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

2019 その他の生糸製造業

主として野蚕糸、副蚕糸の製造および生糸の再縄などをおこなう事業所をいう。

○野蚕糸製造業；副蚕糸製造業；生糸再縄業

202 紡績業、ねん糸製造業

2021 綿 紡 繢 業

主として綿から紡績糸を製造する事業所をいう。

○綿紡績業

2022 化学繊維紡績業

主としてレーヨンステープル、アセテートステープルおよび合成繊維短繊維などから紡績糸を製造する事業所をいう。

○レーヨン紡績業；アセテート紡績業；合成繊維紡績業；化学繊維紡績業

2023 毛 紡 繢 業

主として羊毛から紡績糸を製造する事業所をいう。

○ぞ毛（梳毛）紡績業；紡毛紡績業；毛紡績業

2024 絹 紡 繢 業

主として副蚕糸およびブーレットなどから紡績糸を製造する事業所をいう。

○絹紡績業

2025 麻 紡 繢 業

主として亜麻、ラミー（ちよ麻）、大麻、黄麻などの麻から紡績糸を製造する事業所をいう。

○亜麻紡績業；ラミー（ちよ麻）紡績業；黄麻紡績業；大麻紡績業

中分類20—織維工業（衣服、その他の織維製品を除く）

2026 特 織 紡 繢 業

主として落綿および綿纖維くずなどから紡績糸を製造する事業所をいう。

- 落綿紡績業；特紡紡績業；和紡紡績業

2027 その他の紡績業

他に分類されない紡績糸を製造する事業所をいう。

- 手紡紡業

2028 ねん糸製造業

主として購入し、または委託された絹、人絹、綿、スフ、毛、合成纖維などの糸から、ねん糸の製造をおこなう事業所をいう。

- 絹ねん糸製造業；人絹ねん糸製造業(絹人絹ねん糸製造業)；綿ねん糸製造業；
スフねん糸製造業；毛ねん糸製造業；麻ねん糸製造業；合成纖維ねん糸製造業；
ねん糸製造業

×紙ねん糸製造業 [2499]

203 織 物 業

2031 綿スフ織物業

主として綿、スフ、合成纖維短纖維、特紡および和紡糸などで、幅12.7cm(5吋)以上の織物の製造に従事する事業所をいう。

- 紡織物業；スフ織物業；特紡織物業；和紡織物業

×ゴム入織物製造業 [2071]

2032 絹人絹織物業

主として絹、絹紡、人絹および合成纖維長纖維糸などで、幅12.7cm(5吋)以上の織物の製造に従事する事業所をいう。

- 絹織物業；絹紡織物業；人絹織物業

中分類20—繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

2033 毛 織 物 業

主としてそ毛および紡毛糸などで、幅12.7cm(5吋)以上の織物の製造に従事する事業をいう。

- そ毛織物業；紡毛織物業；縫フェルト製造業

2034 麻 織 物 業

主として亜麻、ラミー(ちよ麻)、大麻および黄麻糸などで、幅12.7cm(5吋) {ただしホース地は直径2.5cm(1吋)} 以上の織物の製造に従事する事業所をいう。

- 亜麻織物業；ラミー(ちよ麻)織物業；黄麻織物業；上布織物業；ホース地織物業

2039 その他の織物業

主として他に分類されない幅12.7cm(5吋)以上の織物の製造に従事する事業所をいう。

- 抄織織物業

204 メリヤス製造業

2041 丸編メリヤス製造業

主として丸編メリヤス生地または丸編メリヤス製品を製造する事業所をいう。丸編くつ下を製造する事業所は細分類2044に分類される。

- 丸編メリヤス生地製造業；丸編メリヤス製品製造業

×丸編くつ下製造業 [2044]

2042 たて編メリヤス製造業

主としてたて編メリヤス生地またはたて編メリヤス製品を製造する事業所をいう。たて編(トリコット)くつ下およびたて編手袋を製造する

中分類20—繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

事業所も本分類に含まれる。

- たて編メリヤス生地製造業；たて編メリヤス製品製造業；たて編（トリコット）くつ下製造業；たて編メリヤス手袋製造業

2043 横編メリヤス製造業

主として横編メリヤス製品を製造する事業所をいう。横編くつ下または手袋を製造する事業所は細分類 2044 または細分類 2045 に分類される。

- 横編メリヤス製品製造業
- ×横編メリヤスくつ下製造業 [2044]；横編メリヤス手袋製造業 [2045]

2044 くつ下製造業

主として丸編くつ下、または横編くつ下（フルファッショングくつ下を含む）を製造する事業所をいう。たて編くつ下を製造する事業所は細分類2042に分類される。

- 丸編くつ下製造業；横編くつ下製造業；フルファッショングくつ下製造業
- ×たて編くつ下製造業 [2042]

2045 メリヤス手袋製造業

主として横編手袋を製造する事業所をいう。たて編手袋を製造する事業所は細分類2042に分類される。

- 横編メリヤス手袋製造業
- ×たて編メリヤス手袋製造業 [2042]

2049 その他のメリヤス製品製造業

主として他に分類されないメリヤス製品を製造する事業所をいう。

205 染色整理業

主として糸、織物、メリヤス、繊維雑品などに精練漂白、染色および整理仕上その他の処理を加える事業所をいう。

機械染色整理業とは、精練漂白、浸染、なつけ染および整理仕上の工程

中分類20—織維工業（衣服、その他の織維製品を除く）

が機械的におこなわれているものをいう。また手加工染色整理業とは、精練漂白、浸染、なつ染の工程が主として人力によつておこなわれるもので、その加工品の整理仕上工程が機械化されても機械染色整理業とは認めない。

2051 綿、麻織物機械染色整理業

主として綿または麻織物を機械により漂白、無地染、なつ染、その他の処理を加える事業所をいう。

○綿および麻織物機械漂白業；綿および麻織物機械無地染業；綿および麻織物機械なつ染業（防染、抜染を含む）；綿および麻織物機械整理仕上業（つや出、起毛、防縮、ぼうすう（防皺）、防水、柔軟、防火、シルケット、硬化、擬麻、押型、ぼうぱい（防黴）、糊付その他の処理を含む）

2052 スフ織物機械染色整理業

主として織物を機械により漂白、無地染、なつ染、その他の処理を加える事業所をいう。

○スフ織物機械漂白業；スフ織物機械無地染業；スフ織物機械なつ染業（防染、抜染を含む）；スフ織物機械整理仕上業（つや出、起毛、防縮、ぼうすう（防皺）、柔軟、押型、つや消、糊付その他の処理を含む）

2053 人絹織物機械染色整理業

主として人絹織物を機械により漂白、無地染、なつ染、その他の処理を加える事業所をいう。

○人絹織物機械漂白業；人絹織物機械無地染業；人絹織物機械なつ染業（防染、抜染を含む）；人絹織物機械整理仕上業（つや出、起毛、防縮、ぼうすう（防皺）、柔軟、押型、つや消、糊付その他の処理を含む）

2054 絹織物機械染色整理業（絹紡織物を含む）

主として絹織物または絹紡織物を機械により精練、漂白、無地染、なつ染、その他の処理を加える事業所をいう。

○絹織物機械精練漂白業；絹織物機械無地染業；絹織物機械なつ染業（防染、抜染を含む）；絹織物機械整理仕上業（つや消、押型、糊付、その他の処理を含む）

中分類20—織維工業（衣服、その他の織維製品を除く）

2055 合成織維織物機械染色整理業（半合成織維織物を含む）

主として合成織維織物または半合成織維織物を機械により漂白、無地染、なつ染、その他の処理を加える事業所をいう。

○合成織維織物機械漂白業；合成織維織物機械無地染業；合成織維織物機械なつ染業（防染、抜染を含む）；合成織維織物機械整理仕上業（固定、その他の処理を含む）

2056 毛織物機械染色整理業

主として毛織物の漂白、染色および整理仕上をおこなう事業所をいう。

○毛織物機械染色業；毛織物機械整理仕上業

2057 織物手加工染色整理業

主として人力により精練、漂白、無地染、なつ染、その他の処理を加える事業所をいう。

○手なつ染業（スクリーンまたは板上げの方法による友仙柄、婦人児童服柄、スカーフ柄、マフラー柄、ネツカチーフ柄、ハンカチーフ柄、さらさ（更紗）柄、小紋柄、風呂敷柄のなつ染を含む）；注染業（中形、手拭染を含む）；和晒業；絞染業；手描染業；引染業；旗染業；長板本染業；精練漂白業（白張を含む）；無地染業（藍染および紅染を含む）；手加工整理仕上業

2058 糸染色整理業

主として糸の精練、漂白、染色および整理、その他の処理に従事する事業所をいう。なおメリヤス用原糸の染色整理業も本分類に含まれる。

○糸染色整理業；メリヤス用原糸染色整理業

2059 メリヤス、織維雑品染色整理業

主として綿状織維、メリヤス生地および製品、細巾織物、組ひも、編レース、綱網およびタオルなどの精練、漂白、染色および整理、その他の処理に従事する事業所をいう。

○メリヤス生地および製品染色整理業（くつ下を含む）；織維雑品染色整理業；タオル染色整理業；綿状織維染色化炭業；細巾織物染色整理業；組ひも染色整理

中分類20—繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

業；編レース染色整理業；網網染色整理業

206 網網製造業

2061 網製造業

主としてマニラ麻、サイザル、綿および合成繊維などで網の製造をおこなう事業所をいう。わらなわの製造をおこなう事業所は中分類39〔3983〕に分類される。

- トワイン製造業；ロープ製造業；コード製造業
- ×わらなわ製造業〔3983〕

2062 漁網製造業

主として綿、マニラ麻、ちよ麻および合成繊維などの網糸で、漁網地の製造をおこなう事業所をいう。

- 漁網製造業

2069 その他の網地製造業

主として綿、絹、麻および合成繊維などの網糸で漁網以外の網地の製造をおこなう事業所をいう。

- 網地（漁網を除く）製造業
- ×漁網製造業〔2062〕

207 繊維雑品製造業

2071 細幅織物業

主として綿、絹、麻、人絹、合成繊維などの糸で、幅12.7cm(5吋)未満の細幅織物の製造をおこなう事業所をいう。ゴム入織物を製造する事業所は、織幅に関係なく本分類に含まれる。

- 光輝豊縁製造業；リボン製造業；織マーク製造業；テープ製造業；ゴム入織物製造業

2072 刺しゅうレース製造業

主として機械刺しゅうレース（エンブロイダリーレース）の製造をお

中分類20—繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

こなう事業所をいう。ケミカルレースまたはギュビヤーレースなどの製造をおこなう事業所も本分類に含まれる。

- 刺しゅうレース（エンブロイダリーレース）製造業；ケミカルレース製造業；ギュビヤーレース製造業

2073 編レース製造業

主としてリバーレース、カーテンレース、トーションレースおよびプレンネットなどの機械編レース（糸レース）の製造をおこなう事業所をいう。

- 編レース製造業；リバーレース製造業；カーテンレース製造業；トーションレース製造業

2074 組ひも製造業

主として綿、絹、人絹、スフ、合成繊維、ゴムなどの繊維で組ひもを製造する事業所をいう。

- 組ひも製造業；真田ひも製造業；靴ひも（繊維製）製造業

209 その他の繊維工業

2091 整毛業

主として羊毛の洗上、化炭および毛、綿、人絹、スフ、合成繊維などの紡織くずの反毛をおこなう事業所をいう。トップの製造をおこなう事業所も本分類に含まれる。

- 整毛業；羊毛洗上業；トップ製造業；反毛業

2092 麻製織業

主として亞麻の製織をおこなう事業所をいう。ちよ麻の精練をおこなう事業所も本分類に含まれる。

- 麻製織業

中分類20—織維工業（衣服、その他の織維製品を除く）

2093 絹ラップ、ペニー製造業

主として副蚕糸でラップまたはペニーの製造をおこなう事業所をいう。副蚕糸の精練をおこなう事業所も本分類に含まれる。・

- 絹ラップ製造業；ペニー製造業；副蚕糸精練業

2094 製綿業

主として綿花、落綿、副蚕糸、スフなどで、中入綿、ふとん綿の製造をおこなう事業所をいう。

- 製綿業；中入綿製造業；ふとん綿製造業
- ×古綿打直し業 [8199]

2095 フエルト製造業

主として羊毛、獸毛などを用い、ハーダーまたは刺針機などにより、プレスフエルトを製造する事業所をいう。織フエルトを製造する事業所は小分類 203 [2033] に分類される。

- フエルト製造業；プレスフエルト生地製造業
- ×織フエルト製造業 [2033]

2096 じゅうたん、その他の織維製床敷物製造業

主として綿、羊毛、人絹、スフ、合成繊維などの繊維で、じゅうたん、どん通またはその他の織維製の床敷物を製造する事業所をいう。畳表、ござ、花むしろおよびリノリウムなどの床敷物を製造する事業所は中分類 39 [3982, 3999] に分類される。

- じゅうたん製造業；どん通製造業；織維製床敷物製造業
- ×畳表製造業 [3982]；ござ製造業 [3982]；花むしろ製造業 [3982]；リノリウム製造業 [3999]；竹、とう製敷物製造業 [2299]

2097 上塗りした織物、防水した織物製造業

主として擬革布（硝化綿およびビニール、レザークロース）、油布、ブックバインディングクロス、トレーシングクロス、プラインドクロスなどの上塗りまたは防水した織物を製造する事業所をいう。

中分類20—繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）

ゴム引布の製造をおこなう事業所は中分類28〔2892〕に分類される。

- 擬革布製造業；油布製造業；ブックバインディングクロス製造業；トレーシングクロス製造業；プラインドクロス製造業；絶縁布製造業
- ×ゴム引布および同製品製造業〔2892〕

2098 繊維製衛生材料製造業

主として脱脂綿、ガーゼおよびほう帯などの製造をおこなう事業所をいう。

- 脱脂綿製造業；ガーゼ製造業；ほう帯製造業；繊維製衛生材料製造業

2099 他に分類されない繊維工業

主として他に分類されない繊維品を製造する事業所をいう。

- モール製造業；房製造業；解除糸製造業；真綿製造業；ホーリン製造業